

## 主な公的相談機関

被害に遭い悩んでいる方、一人で悩まずに、最寄りの相談機関にご相談ください。

| 相談機関名称                            | 受付日                | 受付時間   | 電話番号          |
|-----------------------------------|--------------------|--|---------------|
| With You さいたま<br>埼玉県男女共同参画推進センター  | 月～土曜日              | 10：00～20：30<br>(面接相談は予約制)                    | ☎048・600・3800 |
|                                   | (祝日・年末年始・第3木曜日を除く) |  |               |
| 配偶者暴力相談支援センター<br>(婦人相談センターDV相談担当) | 月～土曜日              | 9：30～20：30<br>日曜日・祝日 9：30～17：00<br>(年末年始を除く) | ☎048・600・6060 |
|                                   | 月～金曜日              | 9：00～16：00<br>(祝日・年末年始を除く)                   | ☎523・2813     |
| 大里福祉保健総合センター                      | 月～金曜日              | 8：30～17：15<br>(祝日を除く)                        | ☎0120・381・858 |
|                                   |                    |  | ☎581・0110     |
| 犯罪被害ホットライン                        |                    |  |               |
| 寄居警察署                             |                    |  |               |

寄居警察署でもDV相談を受け付けます。

12月10日 人権デー 12月4日～10日は 人権週間

### 育てよう 一人一人の 人権意識 —思いやりの心・かけがえのない命を大切に—

20世紀において、人類は二度にわたる世界的な規模の戦争を経験し、各地で多くの尊い命が失われるなど、戦争の惨禍によって人間としての尊厳が無惨にも侵されてきました。

その反省にたち、「世界人権宣言」が、昭和23(1948)年12月10日の第3回国際連合総会で採択されました。国連は、採択された12月10日を「人権デー」と定めました。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、「世界人権宣言」が採択された翌年の昭和24(1949)年から、毎年12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権尊重意識の高揚のための啓発活動を展開しています。

#### 人権週間中の強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にする心を育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 人身取引をなくそう

問い合わせ／人権推進課 (☎581・2121内線411) へ。

問い合わせ／人権推進課 (☎581・2121内線411) へ。

### 全国一斉 女性の人権ホットライン 強化週間の実施

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会では、女性の人権問題について、女性が安心して気軽に相談できるよう専用相談電話「女性の人権ホットライン」を開設していますが、次の期間を、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間と定め、多くの女性から相談していただくために、相談時間を延長して相談を受け付けます。

期間／11月15日(日)～21日(土)  
時間／午前8時30分～午後7時※ただし、15日(日)・21日(土)は午前10時～午後5時

電話番号／0570・070・810

相談担当者／法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員が相談に応じます(秘密は厳守します)。  
問い合わせ／さいたま地方法務局人権擁護課 (☎048・863・9589) へ。



起こることが多いのですが、暴力をする男性は、女性を思い通りにして当然、暴力をふるつてもいいのだという思い込みがあり、その根底には、妻や恋人の関心を独占し、自分に奉仕して当然という自分中心、男性優位の考え方があります。

11月12日～25日は



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

## 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です！

11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。国の男女共同参画推進本部では、毎年11月12日から25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施することとしています。この運動は、地方公共団体、女性団体、その他の関係団体との連携、協力のもと、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化することを目的とするものです。また、女性に対する暴力の根底には、女性の人の軽視があることから、女性の人の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしています。

暴力は、誰に対するものであれ決して許されるものではありませんが、特に、配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人の権を著しく侵害するものであり、国は男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要課題として位置づけています。

暴力は「犯罪」です。平成13年10月に施行された『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』により、相談や保護、自立支援等の体制が整備されています。

夫・パートナーから次のような暴力を受けていませんか  
殴る、蹴る、物を投げつける、やけ

あなたが夫・パートナーから次のような暴力をふるわれ、苦痛に思っています。それは、ドメスティック・バイオレンス(DV)です。  
質は、男性がもつているさまざまな力量(腕力や経済力、社会的地位など)を背景にして、女性を所有物視し、支配し、服従させるために暴力をふるう、ということが言られています。  
夫やパートナーからの暴力をなくすために、歴史的にくられ容認されてきた、これらの性差別的な社会構造を改革し、女性と男性がともに家庭や地域社会で男女共同参画社会(男女が共に人権を尊重し、個性と能力を發揮し責任を担う社会)を築いていきましょう。

女性や子どもの心身の健康に大きな影響をあたえます  
直接身体にふるわれる暴力は、あざや打ち身、切り傷、鼓膜や目・歯の損傷、骨折、やけどなどの外傷となり、なかには一生おらないような脊髄や関節の変形などを負わされてしまうことがあります。

ドメスティック・バイオレンスをなくすためには  
暴力は“ささいな事”をきっかけに

・生活費を負担しなかつたり、少額しか渡さなかつたり、仕事を無理やりやめさせる。  
・大切にしている物をこわす、捨てるなどあなたの心を傷つける行為をするなどあなたの心を傷つける行為をするなど  
・直接身体にふるわれる暴力は、あざや打ち身、切り傷、鼓膜や目・歯の損傷、骨折、やけどなどの外傷となり、なかには一生おらないような脊髄や関節の変形などを負わされてしまうことがあります。

精神的暴力  
・「誰のおかげで生活できるんだ」「何の役にもたたない」「くず」などあなた的心を傷つけ、人格をおとしめるような暴言をあびせる。  
・生活費を負担しなかつたり、少額しか渡さなかつたり、仕事を無理やりやめさせる。  
・大切にしている物をこわす、捨てるなどあなたの心を傷つける行為をするなど  
・直接身体にふるわれる暴力は、あざや打ち身、切り傷、鼓膜や目・歯の損傷、骨折、やけどなどの外傷となり、なかには一生おらないような脊髄や関節の変形などを負わされてしまうことがあります。

・「誰のおかげで生活できるんだ」「何の役にもたたない」「くず」などあなた的心を傷つけ、人格をおとしめるような暴言をあびせる。  
・生活費を負担しなかつたり、少額しか渡さなかつたり、仕事を無理やりやめさせる。  
・大切にしている物をこわす、捨てるなどあなたの心を傷つける行為をするなど  
・直接身体にふるわれる暴力は、あざや打ち身、切り傷、鼓膜や目・歯の損傷、骨折、やけどなどの外傷となり、なかには一生おらないような脊髄や関節の変形などを負わされてしまうことがあります。

・「誰のおかげで生活できるんだ」「何の役にもたたない」「くず」などあなた的心を傷つけ、人格をおとしめるような暴言をあびせる。  
・生活費を負担しなかつたり、少額しか渡さなかつたり、仕事を無理やりやめさせる。  
・大切にしている物をこわす、捨てるなどあなたの心を傷つける行為をするなど  
・直接身体にふるわれる暴力は、あざや打ち身、切り傷、鼓膜や目・歯の損傷、骨折、やけどなどの外傷となり、なかには一生おらないような脊髄や関節の変形などを負わされてしまうことがあります。